

岐阜県教職員組合 図書館司書部

団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和3年8月10日 14:00~

会 場 教育委員会室

《団体交渉次第》

1. 開始（14：00）
2. 岐阜県教職員組合 あいさつ
3. 要望にかかる質疑
4. 終了（15：00）

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合図書館司書部（令和3年8月10日）

要 望 事 項	回 答
1 学校司書の定員および配置について、以下のことを要望します。	
① 学校図書館法第6条をふまえ、すべての高等学校・特別支援学校に学校司書を配置してください。	
ア 441人以上の正規司書未配置校については、早期に正規の司書を配置してください。	学校司書定数を有する所属にあつては、原則、正職員配置としているが、現状において、職員の居住地や子育て、介護などの家庭環境に配慮した結果、正職員が配置できていない所属が生じ、代替として、地方公務員法で規定する臨時的任用職員（臨時主事：司書有資格者）を配置することで、学校図書館の機能維持に努めているところです。 少子化に伴い、学校規模の縮小が見込まれる現状において、県立学校を対象とした正規図書司書の採用は困難な状況であり、知事部局（県図書館等）も含めた司書職員全体の中で、必要な配置を検討していきます。
イ 441人未満の小規模校に対しても、今後公費の常勤司書を配置してください。	生徒数が441人に満たない学校への常勤司書の配置については、困難です。
ウ 生徒の定数減によって441人未満となった場合、現職の学校司書の引き上げをしないでください。	生徒数減により、441人未満となった場合、常勤司書の継続配置は困難ですが、平成30年度（H31.3）、定年退職となった司書職員が、再任用短時間勤務職員として、司書配置定数が減となった県立学校に勤務する事例も生じており、今後、司書退職時の再就業先の選択肢として、提案するなどにより、学校図書室の機能維持を図っていきたいと考えています。
②現在、441人未満の小規模校に配置されている図書館業務専門職（会計年度任用職員）の勤務時間の上限を引き上げてください。	図書館業務専門職については、現在年間800時間（高等学校）を該当校に担当しており、時間数の上限引き上げは予算上困難な状況にあることをご理解ください。